

## 議案第13号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

令和7年2月19日(水) 総務部人事課

## 1 改正を必要とする条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

## 2 改正の趣旨

令和6年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告を受け、給料表及び期末勤勉手当の支給月数について所要の改正を行う。

また、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬(職種単価)の上限額について改正を行う。

### 3 実施時期

(1) 給料表の改正 及び 職種単価の上限額に係る改正

令和6年4月1日 適用

(2) 期末勤勉手当支給月数(令和6年12月期)の改正

令和6年12月1日 適用

(3) 期末勤勉手当支給月数(令和7年度以降)の改正

令和7年4月1日 施行 (適用)

## 4 改正内容

### (1) 給料

人事院勧告等の内容を受け、本市の給料表においても国の給料表に対応する号給について同様の改定を行う。

(参考) 会計年度任用職員の行政職給料表の改定額 : 月額20,900円から26,300円

### (2) 期末勤勉手当

人事院勧告等の内容を受け、各0.05月分の引き上げを行う。また、令和7年度以降は、同様の年間月数を2期に等分して支給する。

区分	現行	改定後	増減
期末手当(令和6年12月)遡及	1. 225月	1. 275月	0. 05月
勤勉手当(令和6年12月)遡及	1. 025月	1. 075月	0. 05月
期末手当(令和7年6月)	1. 225月	1. 25月	0. 025月
勤勉手当(令和7年6月)	1. 025月	1. 05月	0. 025月
期末手当(令和7年12月)	1. 225月	1. 25月	0. 025月
勤勉手当(令和7年12月)	1. 025月	1. 05月	0. 025月

## 4 改正内容

### (3) 職種単価(月額)の上限額

人事院勧告等による近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について、改定を行う。

現状： 月額 564,500円 → 改正後： 月額 587,800円

## 5 影響額

影響額(共済費を除く。)

(単位:千円)

年度	給料・報酬等	期末勤勉手当	合計
令和6年度	530,865	186,220	717,085

※ 企業会計を除く

【具体例】 事務補助 週35時間勤務(7時間×5日)の1年目給与

(単位:円)

	本給月額	本給年額	期末手当	勤勉手当	合計
改正前	<u>161,054</u>	1,932,648	394,582	330,160	2,657,390
改正後	<u>182,316</u>	2,187,792	455,790	382,863	3,026,445
差額	<u>21,262</u>	255,144	61,208	52,703	369,055